建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

製造者の住所・氏名	東京都千代田区丸の内一丁目６番２号　日本ゼオン㈱ 代表取締役社長　古河　直純
工場の所在地及び名称	茨城県筑西市下江連1250番地　㈱ハウステック　結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱　本社工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場
認定番号	ゼオン浄化槽　ＧＰＵ－10型
浄化槽の名称	
3－10－Ｈ－007	

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

製造者の住所・氏名	東京都中央区八重洲二丁目７番２号　前澤化成工業㈱ 代表取締役社長　難波　理夫
工場の所在地及び名称	茨城県筑西市下江連1250番地　㈱ハウステック　結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱　本社工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場
認定番号	マエザワ浄化槽　ＶＲＣⅡ－５型 〃　ＶＲＣⅡ－７型
浄化槽の名称	
3－10－Ｈ－008 〃　008－1	

建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式

製造者の住所・氏名	東京都中央区八重洲二丁目７番２号　前澤化成工業㈱ 代表取締役社長　難波　理夫
工場の所在地及び名称	茨城県筑西市下江連1250番地　㈱ハウステック　結城工場 大阪府岸和田市今木町101番地　池田化成工業㈱　本社工場 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業㈱　上月工場
認定番号	マエザワ浄化槽　ＶＲＣⅡ－10型
浄化槽の名称	
3－10－Ｈ－009	

○四国地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月七日

四国地方整備局長　足立　敏之

その関係図面は、平成二十二年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百九十二号及び三百十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
徳島市藍場町１丁目三六番地先から同市藍場町１丁目三四番まで	前	三三・九五～四三・八七メートル　〇〇・〇一八キロメートル
	後	三三・九五～四四・一三メートル　〇〇・〇一八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月七日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百九十二号及び三百十八号　徳島市藍場町１丁目三六番地先から同市藍場町１丁目三四番まで　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年五月七日

○四国地方整備局告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第１項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月七日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　百九十二号　徳島県徳島市藍場町１丁目四番

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　公園管理者　徳島県知事　飯泉　嘉門

住所　徳島県徳島市万代町一丁目一番地

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

(一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕

(二) 原則として(一)に係る部分の災害復旧

四　管理の期間　平成二十二年五月七日から当該施設の存続する日まで

○四国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第１項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月七日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十六号及び三百八十一号　須崎市安和字立畝二四四番一から同市安和字亀ノ久保九十三番一まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年五月七日

○北海道開発局告示第七十六号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年五月七日

北海道開発局長　関　克己

名称　滝野すずらん丘陵公園

位置　北海道札幌市南区滝野

区域　別紙図面のとおり（略）

（北海道開発局に閲覧所を設け、平成二十二年五月七日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十二年五月二十二日